

3 商工中金の融資制度

(1) セーフティネット貸付

① 制度の概要

商工中金は、「中小企業の組合及びその組合員に対する金融の円滑化」という目的に沿って、幅広い金融サービスを提供し、中小企業の持続的な成長を支援しています。

商工中金では、世界経済の減速等の影響などに加え、東日本大震災や熊本地震の発生に伴い、全国の中小企業者等を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、経済・金融環境の悪化などにより資金繰りに支障をきたしている中小企業者等を対象とした「独自のセーフティネット貸付制度」を実施しています。

<「セーフティネット貸付制度」の概要>

対 象 者	1 売上・利益の減少、取引条件の悪化により、資金繰りに困難をきたしている方 2 金融機関との取引状況変化により、資金繰りに困難をきたしている方 3 取引企業の倒産により経営に困難をきたしている方 4 災害等(特別相談窓口の危機事象)により経営に困難をきたしている方 5 危機対応業務貸出の返済反復が必要な方		
適 用 金 利	商工中金所定の利率		
貸 出 期 間	設備資金	15年以内	
	運転資金	8年以内	
据 置 期 間	原則1年		
貸 出 制 限	なし		

◎ 融資にあたっては、商工中金所定の審査があります。詳しい商品内容等については、商工中金の本・支店の窓口にお問い合わせください。

② 相談窓口の設置場所

本店営業部	03-3272-6111	八王子支店	042-646-3131
上野支店	03-3834-0111	大森支店	03-3763-1251
京浜島出張所	03-3799-0331	押上支店	03-3624-1161
新宿支店	03-3340-1551	深川支店	03-3642-7131
東京支店	03-3437-1231	池袋支店	03-3988-6311
渋谷支店	03-3486-6511	神田支店	03-3254-6811
新木場支店	03-5569-1711		

(2) 経営環境変化対応資金

商工中金では、全営業店に「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」、「デフレ脱却等特別相談窓口」及び「自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口(三菱自動車関連)」を設置して、原材料・エネルギーコスト高、デフレ不況、世界経済の減速等の影響を受けている中小企業等からの相談に対して、「経営環境変化対応資金」の制度を紹介している。

<「経営環境変化対応資金」の概要>

対 象 者	現材料・エネルギーコスト等の影響により売上等が減少している方
資 金 使 途	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金
適 用 利 率	商工中金所定の利率
利 子 補 給	運転資金で一定の要件を満たす場合は、0.2%
貸 出 期 間	設備： 15年以内(据置3年以内) 運転： 8年以内(据置3年以内)
貸 出 限 度	元高： 20億円以内 残高： 7億2千万円

◎元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行との合算運用となります。

<「利子補給制度」の概要>

対 象 者	「原材料・エネルギーコスト高対策特別窓口」及び「デフレ脱却等特別相談窓口」で、経営環境変化対応資金を利用するものであって、以下2つの要件を満たす方 ◇ 商工中金または経営革新等支援機関の経営指導を受けて、「経営改善計画」を策定される方。(注1) ◇ 債務負担が重いなど、経営改善の必要が認められる方。(注2) 注1:貸出実行後は半期毎に経営改善計画の進捗報告をしていただきます。 注2:一定の指摘を満たすことが必要になります。
対 象 資 金	運転資金(長期資金)
利 子 補 給	0.2%

◎融資にあたっては、商工中金所定の審査があります。詳しい商品内容等については、商工中金の本・支店の窓口まで問い合わせください。

相談窓口の設置箇所 (セーフティネット貸付制度に同じ)